

# 佐世保工業高等専門学校教職員面談実施要項

校 長 裁 定  
令和7年5月21日制定

## (目的)

第1条 本校における教育活動、研究活動、学校運営等について、教員及び職員からの意見を収集し、学校活動の一層の活性化と質の向上を図ることを目的とする。

## (被面談者)

第2条 常勤の教員及び職員を対象とする。

## (面談者)

第3条 面談者は原則として校長とする。

## (面談の時期及び方法)

第4条 面談は、原則として毎年実施するものとする。

第5条 面談は、個人またはグループのいずれかの方法で実施するものとする。

## (結果の活用)

第6条 校長は、面談の結果に基づき、改善が必要と認められる事項については、その改善に努めなければならない。

2 校長は、前項の面談の結果を受け、必要に応じて、関係者及び関係委員会等に対し、改善を要請する。

3 校長は、改善の進捗状況に応じた対応を決定し、必要な措置を講ずるものとする。

## (雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、教職員面談の実施に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要項は、令和7年5月21日から施行し、令和7年4月1日から適用する。